



# ケアマネージャー様へ

## お役立ち情報

令和5年1月号

### 従来保険証値上げ決定 来春6円、マイナ普及へ

政府は、健康保険証の機能のあるマイナンバーカード「マイナ保険証」を使える医療機関で、従来保険証を使って受診した場合、値上げすると決めた。来年4月～12月末の特例措置で、初診と再診時にそれぞれ6円（窓口負担3割の場合）上乘せする。普及を目指すマイナ保険証では据え置き、既にある価格差が広がる。



加藤勝信厚生労働相と鈴木俊一財務相が12月21日協議し合意した。2024年秋の従来保険証の廃止を控え、カード取得と病院側の対応を促す。協議後の記者会見で加藤氏は「より質の高い医療を提供していく」と述べた。

マイナ保険証に対応する医療機関への診療報酬の加算を、来春から臨時に拡充する。従来保険証では初診時の追加負担を現行の12円から6円増の18円に、現在は負担がない再診時は6円に上げる。マイナ保険証は初診

6円、再診ゼロのまま変えない。中央社会保険医療協議会（中医協）の審議を経て正式決定する。

### 介護事業所の管理者の常駐ルールを緩和へ 来年9月までに対応

政府は21日に「デジタル臨時行政調査会」を開き、時代に合わなくなった「アナログ規制」の見直しに向けた工程表をまとめた。

介護事業所の管理者や専門職に常駐を求める規制を緩和する方針を盛り込んだ。管理者については来年9月までに、専門職については2024年3月までに、必要な対応を実施すると明記した。



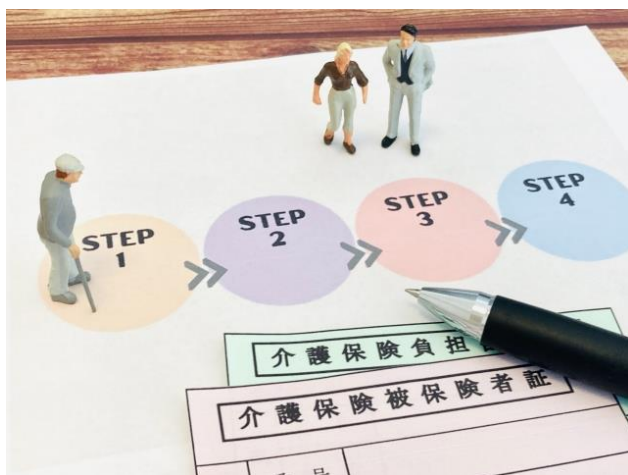
例えば、利用者へのサービスに直接関わらない業務であればテレワークでも差し支えない、などのルールを明示することを想定。厚生労働省は今後、介護サービスの運営基準や報酬などを議論する審議会で具体策を詰めていく。

現行の運営基準では、訪問介護や通所介護、居宅介護支援など様々な事業所に管理者らを常駐で置くよ

## 24改正の概要固まる 2割負担拡大などは来夏に先送り

2024年度の介護保険制度改正（24改正）に向け、社会保障審議会介護保険部会は19日、制度の見直し案を大筋で了承した。焦点となっていた“ケアプラン有料化”と要介護1・2の訪問介護、通所介護の総合事業移行については、次期改正での導入を見送る一方、第1号被保険者の2割負担の対象拡大などについては来年夏に結論を先送りし、年明け以降に引き続き検討することになった。

ケアマネジャー関連の見直し案では、地域包括支援センター（包括）の負担軽減策として、包括の一定の関与の下、介護予防支援の指定対象に居宅介護支援事業所を加えることや、包括が行う総合相談支援業務について、居宅介護支援事業所などを窓口として活用することなどが盛り込まれた。



また、第9期介護保険事業計画が始まる2024年度からの3年間で、ケアマネジメントの質の向上やケアマネの人材確保に関する包括的な方策を検討することや、質の高い主任ケアマネの養成を推進するた

めの環境整備の必要性も明記された。

さらに、利用者への情報提供などの観点から、介護サービス事業者の財務状況や各施設・事業所の平均賃金などを、介護サービス情報公表制度の対象に加えることを検討するよう求めた。

### ■3割負担の対象拡大は見送り

サービスの給付範囲と利用者の費用負担に関しては、▽被保険者とサービス受給者の範囲拡大▽補足給付の対象拡大▽“ケアプラン有料化”▽要介護1・2の訪問介護、通所介護の総合事業移行の導入を見送ることが決まったが、このうち“ケアプラン有料化”と第1・2の訪問介護、通所介護の総合事業移行については、第9期介護保険事業計画が終わる2026年度までに結論を出すことになった。

一方、(1)老健などの多床室の室料負担を保険給付対象から除外(2)第1号被保険者の2割負担の対象拡大(3)高所得者の第1号保険料の引き上げについては、来年夏に結論を先送りした。部会では、3割負担の対象拡大についても検討したが、後期高齢者医療制度の3割負担の判断基準の見直しが見送られたことなどを踏まえ、次期改正に向けた検討対象から外れた。

見直し案が大筋で了承されたことを受け、厚生労働省は来年の通常国会に関連法案を提出する見通しだ。上記3項目については法改正を伴わないため、(2)と(3)については介護保険部会で、介護報酬が関係する(1)については、介護給付費分科会で検討する。

訪 問  
リハビリ  
マッサージなら  
お気軽にご相談を

訪問リハビリマッサージ

グリーン訪問マッサージ

〒273-0011 千葉県船橋市湊町 2-8-11-403

070-8945-2235

FAX : 047-413-0446

代表 : 福島 正人